

## 第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管		局	監査委員事務局		部		課
項目	3-11	<b>合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性、有効性の観点や内部統制評価の観点を重視した監査の実施</b>					
実施内容	(1)より効率的・効果的な監査等(監査・審査・検査)のため、リスクアプローチによる監査の手法を研究し、着眼点・項目等について常に見直しを行う。 (2) 監査の実効性確保のため、監査結果に対する措置(是正・改善等)状況のフォローアップを継続的に行う。 (3) 監査へ外部の視点を導入する。 (4) 監査委員を補助する事務局機能(人材育成)の強化・充実に努める。						
目標	・内部統制部門(行政部)と連携し、指摘事項の事後検証の実施 ・監査業務の一部について監査法人へアウトソーシングの継続実施 ・外部専門機関の研修への積極的参加						
工 程	当初予定	26年度	27年度	28年度	29年度	・内部統制部門(行政部)と連携し、指摘事項の事後検証を実施する。 ・引き続き、監査業務の一部を監査法人にアウトソーシングする。 ・外部専門機関(自治大学校等)が実施する研修に積極的に参加する。	
	進捗状況 (実績・見込)	26年度	27年度	28年度	29年度		
		・監査・審査・検査等の機会をとらえ、指摘事項の事後検証を実施。 ・事前調査業務を監査法人に委託 ・自治大学校、市町村アカデミー等の研修に参加					
実績	(平成26年度) ・決算審査をはじめとする監査(監査・審査・検査)等の機会をとらえ(以前の)指摘事項の事後検証を実施した。 ・監査業務の一部(事前調査業務)を監査法人に委託した。 ・自治大学校(1名)、市町村アカデミー(1名)の監査業務に係る研修に事務局職員を参加させた。						
評 価	26年度	B	課題	上記の取組により監査の実効性の確保に努めたものの、以前の監査で指摘した内容と同様の不適正な事務処理が見受けられた。			
			改善策	内部統制部門との連携を図りながら、不適正な事務処理が繰り返されないよう監査等の実施を通じて(監査対象部局の)内部統制の強化を働きかける。			
評価基準		A: 目標を上回って達成 B: 目標を概ね達成 C: 未達成					
備考							